

監 第 117 号
平成20年 3 月 7 日

(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様
(略) 様

神奈川県監査委員 石 田 稔
同 高 岡 香

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成20年 1 月 8 日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 4 項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を次のとおり通知します。

第 1 請求に対する判断

地方自治法第242条第 4 項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

平成15年 5 月から平成19年 3 月までの政務調査費に係る請求について、一部管理を怠る事実が認められたことから、知事は、別表 1 及び別表 2 に記載した返還所要額について、政務調査費の交付対象とした会派及び議員に対し返還請求を行うなど必要な措置を、平成20年 6 月 30 日までに講じられたい。

なお、今後、合理的な事情により、会派及び議員から証拠書類等の追

加提出等があった場合は、別表3の監査基準を参考に審査を行い、監査委員に通知の上、返還所要額の減額等を行われたい。

第2 請求の内容

1 請求人から平成20年1月8日付けで提出された請求書の内容（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

(1) 請求の趣旨（主張の事実）

ア 政務調査費の交付額

神奈川県知事（以下甲とする）は神奈川県議会各会派及び議員に対し、「神奈川県議会の政務調査費の交付等に関する条例」（平成13年3月27日条例第33号・以下本条例とする）第3条及び第8条に基づき、平成15年度より平成18年度の4年度間（15年4月分を除く）において、本条例第3条に定める議員一人当たり月額53万円、年額636万円の政務調査費を交付している。各会派及び議員への交付の総額は政務調査費交付額一覧表（略）のとおりである。

イ 政務調査費収支報告書に記載された支出額

甲は本条例第12条に基づき、各会派代表者より神奈川県議会議長宛に提出された政務調査費収支報告書を議長を経由して受理している。

同収支報告書によれば各年度の各会派政務調査費支出額は政務調査費支出額一覧表（略）のとおり報告されている。

なお同収支報告書に記載された剰余金については本条例第13条により甲に返還されているものと推測される。

ウ 政務調査費支出額の問題点（違法の事実）

(ア) 全国各自治体議会における法令等に反する違法・不当支出の発覚

昨年来関東圏でも品川区や目黒区、新宿区等での政務調査費の法令・条例・使途基準に反する違法・不当支出（以下目的外支出とする）の事例について多くの報道が行われ、問題の所在が明らかにされてきた。

全国的にも政務調査費の使途について多くの住民訴訟や住民監査請求が行われ、以下のとおり裁判官や監査委員により「目的外支出」と判断される事例が公的に明らかにされてきた。

a 青森県弘前市長に対する青森地裁（平成16年2月24日・平成18年10月20日）判決・同仙台高裁（平成19年2月20日）判決

b 自民党品川区議団に対する東京地裁（平成16年4月13日）判

- 決、同事務局長に対する（平成18年4月14日）判決
- c 寝屋川市長に対する大阪地裁（平成18年7月19日）判決
- d 愛知県知事に対する名古屋地裁（平成17年5月30日）判決・
同名古屋高裁（平成18年2月15日）判決
- e 墨田区（平成17年度）政務調査費個別外部監査
- f 目黒区公明党議員団の違法・不当支出
- g 新宿区（平成19年2月）住民監査請求・監査結果
- h 長野県・徳島県における包括外部監査報告による指摘
- i 仙台地方裁判所（平成19年11月住民訴訟判決）
- j 京都府住民監査請求結果（平成19年11月26日広報）

(イ) 大阪府議会個別外部監査結果（平成19年6月15日付）

そして先般、平成19年6月15日に出された「大阪府議会」政務調査費に対する「個別外部監査結果」では、各会派並びに114名の議員のうち112名について総額3.4億円もの巨額な「目的外支出」の存在が明らかにされ、返還を求める監査委員勧告が示された。請求人からは「高額な政務調査費を全額費消する為の辻褃合わせに工夫を凝らしているとしか考えられない」と迄指摘され糾弾されるに至っている。

「目的外支出」と指摘された会派や議員112名のうち、殆どの会派・議員は既に勧告に応じ返還を行ったと報告されているが、この「政治とカネ」の悪しき連鎖は、昨年度の参議院選挙で自民党が惨敗を喫する程に国民の怒りを買っていることに、地方議会議員も心をいたす必要がある。

(ウ) 川崎市議会個別外部監査結果（平成19年11月27日付）

先に示された神奈川県内政令指定都市の一つである川崎市の政務調査費に対する「川崎市議会個別外部監査結果」における4会派（自由民主党、民主党、公明党、日本共産党）の監査における違法支出認定額は総額252,793,962円（内交付額を超える支出超過分10,748,175円を差引き返還対象額は242,045,787円である）に上るものとなった。

(エ) 神奈川県議会政務調査費支出額のうち違法な支出額

かかる地方議会における「政治とカネ」の動きのなかで、神奈川県議会議員の政務調査費の支出内容についてチェックの目を向けることは、県民としての当然の責務である。

既に指摘したとおり、本県において平成13年度にスタートした「政務調査費制度」の交付額は年間6.72億円（平成18年度）、

本件監査請求対象4年度間では26.4億円と高額であるにも拘わらず、その収支報告書は領収書の添付を要しないという制度上の不備もあって、今日迄不透明な状況に置かれたままにある。

私たち請求人は4年度間の議員任期が終了した県議会各会派議員の任期中（平成15年5月～平成19年3月31日）の収支報告書に示された政務調査費使途についての備考欄等の記載につき、違法な「目的外支出」の有無を、先述した法令・条例・判例や住民監査請求勧告内容、更には大阪府議会個別外部監査結果や川崎市議会同監査で示された「監査結果」とを比較検討した。

その結果、全会派及び議員の政務調査費中、次表のとおり4年度間分で総額811,147,545円の目的外支出が存在し、交付額を超える支出額を控除した返還請求額は772,657,986円となる。

詳細に点検すればかかる多額の目的外支出が存在するにも拘わらず、神奈川県知事は議会各会派・議員の収支報告書を受領するのみで、県財政執行上の管理責任を果たすことなく返還請求を行ったことはない。

よってこの金額が政務調査費の「目的外支出」として、監査委員に、知事に対し各会派より返還を求める勧告を行うよう請求する金額である。

「会派・議員別目的外支出金額および返還請求額一覧表」

会派名	15年度	16年度	17年度	18年度	合計	収支超過額	差引き返還請求額
自由民主党	83,512,565	81,899,458	80,781,993	79,779,970	325,973,986	532,349	325,441,637
民主党刷新の会 かながわクラブ	38,406,218	52,747,094	55,496,044	55,350,469	201,999,825	10,302,897	191,696,928
公明党	19,623,780	21,449,443	21,151,876	21,122,846	83,347,945	3,816,526	79,531,419
県政21県民の会	20,716,615	26,312,277	24,992,503	26,172,148	98,193,543	16,201,868	81,991,675
日本共産党	7,213,395	7,334,366	8,005,715	7,835,280	30,388,756	713,360	29,675,396
市民の党	3,557,930	3,969,869	3,965,470	3,906,003	15,399,272	60,878	15,338,394
社会民主党	2,005,616	1,938,934	2,049,789	1,938,934	7,933,273	1,611,350	6,321,923
大木 哲	1,856,486	189,430	-	1,439,677	3,485,593	106,361	3,379,232
無所属の会	1,914,273	449,259	-	-	2,363,532	973,995	1,389,537
愛甲クラブ	1,759,609	167,910	-	-	1,927,519	65,077	1,862,442
三浦市民政策会議	954,599	165,860	-	-	1,120,459	24,872	1,095,587
山百合クラブ	558,937	1,880,997	2,067,823	2,535,289	7,043,046	2,896,858	4,146,188
東野陽子	1,787,262	161,873	-	-	1,949,135	137,128	1,812,007
安斉義昭	1,755,392	165,258	-	-	1,920,650	30,901	1,889,749
手塚悌次郎	1,849,509	159,442	-	-	2,008,951	336,513	1,672,438
平本さとし	1,840,580	166,850	-	-	2,007,430	349,468	1,657,962
福田泰子	1,748,999	1,908,003	1,862,300	1,528,632	7,047,934	16	7,047,918
山本裕子	1,749,000	1,908,095	1,865,242	1,663,149	7,185,486	329	7,185,157
仙田みどり	1,748,999	1,908,142	1,832,569	1,558,978	7,048,688	481	7,048,207
齋藤健夫	1,811,806	156,310	-	-	1,968,116	210,148	1,757,968
神奈川フロンティア	834,406	-	-	-	834,406	118,184	716,222
合計	197,205,976	205,038,870	204,071,324	204,831,375	811,147,545	38,489,559	772,657,986

(2) 神奈川県議会各会派、議員の違法支出の特定

ア 各会派共通の違法支出存在の可能性について

私たち請求人らは直接支出を証する証拠資料に触れることはできない。従って収支報告書からはある程度類推するほかないのであるが、先に示された大阪府議会や川崎市議会個別外部監査の結果から、ある程度県議会にも共通して存在すると考えられる「目的外支出」のパターンを指摘することができる。

(ア) 使途基準に反する目的外支出の存在について

- a 政務調査費交付制度が発足する平成12年度以前は、全国各議会に法232条の2に定める「公益上必要があるとみとめられ

る場合に補助することができる」との定めにより、会派・議員に対し補助金として「議員活動費」が支給されてきた。従ってこの場合にはかなり広く会派や議員の様々な議員活動費に対して充当することができるものであった。

- b しかしながらこの補助金が第2の議員報酬と非難されるに及んで、平成12年の法改正により地方自治法第100条13、14項が新設され、条例で定めれば「議員の調査研究に資する経費の一部」として「政務調査費」を交付することができる制度が成立したものである。

ここで重要なことは、これまで多方面の議員活動の支出に充当することが可能であったものが、「議員の調査研究に資する」とその用途の範囲が極めて限定的なものに大きく変わったことにある。その点について大阪府議会や川崎市議会でも、多くの会派、議員が十分に認識していない可能性が挙げられ、神奈川県議会でも同様の認識が内在するものと考えられる。

このため、後述する「按分」の考え方や、「何にでも支出可能」との認識改革が行われないうまま、調査研究に関わりのない支出が神奈川県議会でも行われていると推測される。

- c また、首長や議長はもとより議会事務局からもチェックをうけることがないとの習慣から、「領収書さえあれば」との感覚で政務調査研究に到底資することのない経費に迄充当されるケースが、この身近な川崎市議会の監査結果で明らかになっており、神奈川県議会でもかかる支出が行われている可能性は極めて高いと思料される。なおこれら政務調査費支出のなかで公的にも目的外支出であると指摘され始めたのは近年のことであるとしても、既に平成13年10月16日付で全国都道府県議会議長会「政務調査費の用途の基本的な考え方について」が公表されており、「実費弁償」や「按分」などの基本的指針は示されていること、また議員支出の公費充当については常識的な条理上の考え方のなかで対処すべき事項であって、ルールが定かでなかったとしてもかかる抗弁は成り立たないことは私たちが指摘する迄もないことである。ましてやかつては情報の開示が不十分であったが故に、政務調査費支出内容の違法性が指摘されてこなかったことにほかならないことに十分配慮する必要がある。

(イ) 「按分」が行われていない違法支出の存在について

議員の職務遂行にあたっては、議員としての通常の議会活動、政治活動、後援会活動、私的活動と「政務調査研究活動」は渾然一体となって、明確に区分しえないのが通常である。

従って平成13年10月16日付け、都道府県議会議長会が「政務調査費の使途の基本的な考え方について」において「一つの活動が調査研究活動と他議員活動の両面を有し、渾然一体となっている場合における政務調査費の事務所費・事務費・人件費等への充当については、実績を考慮して按分とすべきもの」との考え方を示しており、「按分」についての理念は政務調査費交付制度開始の当初より存在するものである。

神奈川県議会各会派、各議員の収支報告書に記載された支出額は、まずこのような「按分」が適切に行われているという形跡がない。

先の川崎市議会の監査結果内容においても、適切な「按分」が行われていないと外部監査人が認定した項目は4会派で215件にも及び、この点が神奈川県議会各収支報告書においても存在すると考えられる「目的外支出項目」である。

(ウ) 「領収書」等の裏付けのない支出（使途不明）の存在について

今般の川崎市議会の政務調査費監査結果のなかで最も驚愕的であったのは、川崎市議会自由民主党会派の収支報告書が4年度間すべてこれまでの収支報告書の支出報告書数値が大幅に一方的に修正されたことと、にもかかわらず、その修正された支出報告書額に見合う支出の裏づけのない支出額が4年度間の支出総額4億490万円のうち、およそ2分の1にあたる2億円余も存在していたことにある。

これ程杜撰な会計処理が行われているとは想定外のことであるが、風聞では「貴方が見たら気絶するような領収書があるよ」等々の会話が流れてきており、恐らく外部監査人に見られたくない領収書（それも2億円にもおよぶ金額）が密やかに処分された可能性すら存在する。

まさか神奈川県議会でこれ程ひどい政務調査費の使われ方は存在しないと思われるが、川崎市議会の民主党会派や公明党会派でも同様な支出のあったことは明らかになっており、やはり外部監査人により厳しく監査を受けることは県議会においても

不可欠であると考えられる。

以下神奈川県議会各会派・議員の支出額に含まれる違法支出額について個別に指摘する。

イ 各会派違法支出の特定について

(ア) 自由民主党 神奈川県議会議員団（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①平成15年度議員連盟費10,709千円は政務調査研究に資する支出と認められない。16年度以降も混入している可能性がある。 ②調査委託費が高額、議員の調査研究費として成果品とのチェックが必要である。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	①15年度9,900千円と端数のない支出は実費弁償に反する支出の可能性はある。 ②現地調査交通費は個々の政務調査活動との関連が不明と見られ、全額政務調査研究費とは認められない。
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。 会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	①15年度より多額に計上され、目的外支出が多額に存在すると見られる。 ②特に高額かつ不適切な外食費が相当程度見込まれる。
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	①議会審議資料は議員本来の職務遂行に要する費用であり、政務調査研究費に該当しない。
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市監査基準で4年度間8,008,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	①18年度は15年度の2倍に上り選挙活動費の混入が見込まれる。
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①16年度より光熱水費が多額であり、政務調査研究費として不適切である。 ②賃料も多く、後援会活動費用が混在していると見られる。 ③事務所費に含まれる場合も同様である。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①16年度よりリース料が多額である。調査研究費に該当しない（車のリース料等）高額支出が含まれている可能性がある。 ②議員の政治活動、後援会活動費が含まれている。
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①特に事務所賃料と関連して、議員の通常活動、後援会活動に係る人件費が多く含まれていると見られる。
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は325,973,986円となる。	

(イ) 民主党刷新の会・かながわクラブ神奈川県議会議員団（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①各年度交通宿泊費、ガソリン代、通行料が多額であるが、全て調査研究目的に合致しているか疑問。実費弁償に反すると見られ、全額を調査研究費とすることは認められない。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	①会費支出も高額であり、政務調査費として適切な限度を超えると見られる。
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	①特に高額・不適切な外食費が存在する可能性が高い。 ②各年度「その他」と一括表示されているが、調査研究目的外の可能性がある。
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	①特に議会審議資料は議員本来の職務活動費であり、特別な活動である調査研究には該当しない。
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間5,004,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	①18年度は15年度の2倍に上り選挙活動費の参入が見込まれる。
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①特に事務所賃料、水熱光費の按分が不適切と見られる。 ②事務所家賃が18年度3,100万円にものぼり、各年度按分が不適切と見られる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①事務費に、備品消耗品のリース料が多額であり、按分が不適切と見られる。 ②政務調査費に該当しない高額備品の購入費が混入していると見られる。
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①給与・賃金共に按分が不適切と見られる。
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は201,999,825円となる。	

(ウ) 公明党 神奈川県議会議員団（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①特に現地調査費が多額にのぼり、「研修費」中の交通費と合せて調査研究費としての整合性が疑問のある支出である。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	①県政と関わりのない海外視察が存在する可能性がある。
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間2,068,000円の目的外支出がある。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①特に賃借料・管理運営費の按分が不適切と見られる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①特に事務用品、通信費の按分が不適切と見られる。
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①特に按分が不適切であると見られる。
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は83,347,945円となる。	

(エ) 県政21県民の会 神奈川県議会議員団（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間2,348,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は98,193,543円となる。	

(オ) 日本共産党 神奈川県議会議員団（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	① 予算要望関連印刷費は議員本来の職務に係る支出であり、政務調査研究費に該当しない。
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	① 新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間752,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費		
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	① 特に按分不適切
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	① 特に按分不適切
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は30,388,756円となる。	

(カ) 社会民主党 神奈川県議会議員団（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間188,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①特に按分不適切
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①特に按分不適切
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①特に按分不適切
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は7,933,273円となる。	

(キ) 市民の党 神奈川県議会議員団（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。 会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	①プロバイダー経費（事務費とすべき）は事務費に則り按分すべきである。
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 （川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間376,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	①印刷機リース代（事務費とすべき）は事務費に則り按分すべきである。
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①特に按分不適切
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①特に按分不適切
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①特に按分不適切
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は15,399,272円となる。	

(ク) 大木 哲 神奈川県議会議員（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間96,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は3,485,593円となる。	

(ケ) 無所属の会 神奈川県議会議員団（平成15年5月～16年5月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間52,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①按分が不適切と見られる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は2,363,532円となる。	

(コ) 愛甲クラブ 神奈川県議会議員団（平成15年5月～16年4月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。 会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間44,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①16年度電話機設備工事は全額目的外支出である。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は1,927,519円となる。	

(サ) 三浦市民政策会議 神奈川県議会議員団（平成15年5月～16年4月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①支出額に端数がなく、実態の有無すら疑問である。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①特に按分不適切と見られる。
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①特に按分不適切と見られる。
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は1,120,459円となる。	

(シ) 山百合クラブ 神奈川県議会議員団 (平成16年1月～19年3月間)

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	該当支出なし	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。(川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間144,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷(議会ニュース等)配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	①タウンニュース掲載料は議員の政治活動費・選挙運動目的費であり、政務調査研究費に該当しない。
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①特に按分が不適切である。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①収支報告書自体手書きであり、パソコン関連支出は調査研究目的外であると見られる。 ②特に按分が不適切である。
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①特に按分が不適切である。
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出(次表以下参照(略))した4年度間の違法支出額は7,043,046円となる。	

(ス) 東野 陽子 神奈川県議会議員（平成15年5月～16年4月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間48,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は1,949,135円となる。	

(セ) 安齊 義昭 神奈川県議会議員（平成15年5月～16年4月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間48,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は1,920,650円となる。	

(7) 手塚 悌次郎 神奈川県議会議員（平成15年5月～16年4月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間48,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は2,008,951円となる。	

(ク) 平本 さとし 神奈川県議会議員（平成15年5月～16年4月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。 会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 (川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。)	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間48,000円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①按分不適切と見られる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①按分不適切と見られる。
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①按分不適切と見られる。
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は2,007,430円となる。	

(チ) 福田 泰子 神奈川県議会議員（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①調査委託費（神奈川ネットワーク運動連合会分担金と見られる）の負担が高額であり議員の調査研究に資するものとしての範囲を逸脱している可能性がある。成果品との検証が不可欠である。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	①15年度の研修会参加費は県政の政務調査研究に資するかどうか同様に成果品との検証が不可欠である。
会議費	該当なし	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間188,000円にのぼる可能性がある。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	①街宣車リース料は政治活動費、後援会活動費であり、調査研究費用に該当しない。18年度同解約料負担額も同様である。 ②リース契約解約処理が適切かどうか監査が必要である。
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①会議費の支出がなく、会議室使用料の負担は調査研究費と同様の問題がある。議員個人の実費弁償原則にもとめる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は7,047,934円となる。 政務調査費が神奈川ネットワーク運動連合会の維持運営費の一部となっている可能性があり、その場合は議員の審議能力向上を目的とする政務調査費交付条例制度の趣旨にもとめることとなり、その視点での精査が必要である。	

(ツ) 山本 裕子 神奈川県議会議員（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①調査委託費（神奈川ネットワーク運動連合会分担金と見られる）の負担が高額であり議員の調査研究に資するものとしての範囲を逸脱している可能性がある。成果品との検証が不可欠である。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	①15年度の研修会参加費は県政の政務調査研究に資するかどうか同様に成果品との検証が不可欠である。
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。 会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 （川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間188,000円にのぼる可能性がある。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	①街宣車リース料は政治活動費、後援会活動費であり、調査研究費用に該当しない。18年度同解約料負担額も同様である。 ②リース契約解約処理が適切かどうか監査が必要である。
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①会議費の支出がなく、会議室使用料の負担は調査研究費と同様の問題がある。議員個人の実費弁償原則にもとめる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は7,185,486円となる。 政務調査費が神奈川ネットワーク運動連合会の維持運営費の一部となっている可能性があり、その場合は議員の審議能力向上を目的とする政務調査費交付条例制度の趣旨にもとめることとなり、その視点での精査が必要である。	

(テ) 仙田 みどり 神奈川県議会議員（平成15年5月～19年3月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①調査委託費（神奈川ネットワーク運動連合会分担金と見られる）の負担が高額であり議員の調査研究に資するものとしての範囲を逸脱している可能性がある。成果品との検証が不可欠である。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	①15年度の研修会参加費は県政の政務調査研究に資するかどうか同様に成果品との検証が不可欠である。
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。 会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。 （川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間188,000円にのぼる可能性がある。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	①街宣車リース料は政治活動費、後援会活動費であり、調査研究費用に該当しない。18年度同解約料負担額も同様である。 ②リース契約解約処理が適切かどうか監査が必要である。
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①会議費の支出がなく、会議室使用料の負担は調査研究費と同様の問題がある。議員個人の実費弁償原則にもとめる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は7,048,688円となる。 政務調査費が神奈川ネットワーク運動連合会の維持運営費の一部となっている可能性があり、その場合は議員の審議能力向上を目的とする政務調査費交付条例制度の趣旨にもとめることとなり、その視点での精査が必要である。	

(ト) 齋藤 健夫 神奈川県議会議員（平成15年5月～16年4月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	視察費に係わる交通費について、個々の政務調査研究活動との関連性が不明な支出が含まれる。定期代、ガソリン代等実費弁償違反支出が含まれると見られる。	①ガソリン代等の支出額は精査が必要である。
研修費	県政の調査研究に関連しない研究会費が含まれている。その他会費についても同様支出が含まれると見られる。	
会議費	意見交換を行うのに不適切な店舗等の外食費が含まれると見られる。会派内会議の弁当代、茶菓子代に単価の高い支出が含まれると見られる。	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間48千円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は1,968,116円となる。	

(ナ) 神奈川フロンティア 神奈川県議会議員団（平成15年5月～15年9月間）

科目	違法支出内容	
経費	共通項目	個別項目
調査研究費	該当支出なし	
研修費	該当支出なし	
会議費	該当支出なし	
資料作成費	政務調査研究に該当しない審議資料、広報資料印刷費が含まれている。議員本来の活動費と按分すべきである。	
資料購入費	県政の調査研究に関連しない書籍資料が含まれている。複数部購入は1冊に限られる。新聞購読料は政務調査研究費に該当しない。（川崎市議会個別外部監査判断基準は議員1人1紙年48千円を一般情報収集目的として目的外支出と判断した。）	①新聞購読料の目的外支出額は川崎市議会監査基準で4年度間15,450円にのぼる。
広報費	広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は大部分会派の政治活動費、後援会活動費である。	
事務所費	事務所費賃借料、水道光熱費、駐車場その他維持管理費は政務調査研究と議員本来の職務活動、政治活動、後援会活動と按分すべきである。携帯電話購入費は全額目的外支出とすべきである。	①按分不適切と見られる。
事務費	会派控室でのコピー、ファックス機リース料使用料は、通常の議員活動等と按分すべきである。議員個人事務所分は更に後援会活動を加えて按分すべきである。事務費に含まれる場合も同様である。	①按分不適切と見られる。
人件費	被雇用者の業務は会派、議員の政治活動、議員本来の職務活動、後援会活動等の補助業務が含まれ、調査研究活動と按分すべきである。	①按分不適切と見られる。
総括	違法支出に関わる違法支出額そのものは新聞購読料を除き、領収書が見られないので特定し難い。川崎市議会政務調査費の個別外部監査基準で多く用いられた目的外支出割合を3割とする判断基準を用い、各年度・各費目ごとに算出（次表以下参照（略））した4年度間の違法支出額は834,406円となる。	

ウ 監査対象の特定について（補足）

(ア) 違法支出の内容

各会派・議員の「違法支出」と判断した「目的外支出」の大部分は、その殆どが議員報酬を財源とすべき「通常の議員活動」の範疇にあたる支出か、または政務調査活動と一体の活動であっても、その活動割合を考慮して「按分」すべき支出を、そのまま全額政務調査費として処理していると思われるケースが大半である。

従って「按分」については、政務調査活動と通常の議員活動や政治活動、後援会活動とが混在することを考えれば、「2分の1」ないし「3分の1」・「4分の1」等と適正に按分すべきであるが、支出費用内容が明確に把握できないこと及び今後の議員活動への影響に配慮し、按分すべき内容の支出については川崎市議会個別外部監査結果に示された「3割按分割合」が多かったことを参考として少なくとも「10分の3」を目的外支出とすることに留めた。

もとよりこの「按分割合」が今後の指針となるものではなく、この住民監査請求に限って「10分の3」としたものであり、監査の結果、より高い「按分比率」を用いるべき場合は、その高い比率（例えば2分の1等）により目的外支出を算定すべきであることは言う迄もない。

また当然ながら明らかに「目的外支出」と判断されるものは、全額を違法な目的外支出（自由民主党議員連盟費、全会派・議員新聞購読料・街宣車リース料等）と判断する。

(イ) 監査対象の特定

なお、監査対象の特定については各会派・議員が領収書等支出を裏付ける資料を一切添付及び開示をしていない現況下で、各会派及び議員の各年度「収支報告書」をベースとして算出する以外に方法はない。

しかしながら、川崎市議会の個別外部監査請求においても神奈川県と同様に「収支報告書」のみしか開示されていない状況（日本共産党のみ18年度分について請求人らに開示した）にあって、同請求を受理するに至ったものであるが、その理由を監査委員は監査結果に次のように（略）指摘するところであり、監査対象を具体的に摘出しえないことに配慮を示している。

(ウ) 付言

更に監査請求人として付言すれば、川崎市議会の「個別外部監査結果」において指摘された数々の違法かつ不当な目的外支出の存在は、件数及び内容・金額においても目を覆うばかりの状況にあり、特に自民党会派は使途不明に関わる支出が交付額394,200千円のうち194,887,220円に上るような状況であり、他会派にも同様の支出が数多く指摘されている。

神奈川県議会の各会派、議員に同様の支出が存在すると断定し得ないまでも、神奈川県下同じ活動基盤に立ち、政治活動、後援会活動、選挙活動更には政策的にも同一性が求められる県連の組織のもとに同行動をとることも極めて多くなかで、川崎市議会会派・議員のみに、かかる特別な違法支出が行われていたと考えることは極めて不自然である。

神奈川県議会は先に「政務調査費を考える会」の中間発表を行ったが、領収書の全面開示すら未だ決定しえない状況下では、「個別外部監査契約」による「住民監査請求」は不可避の状況にあり、財政支出の適正な執行を確保するためにも本件住民監査請求を次にのべる「個別外部監査契約」により受理されるよう強く求めておきたい。

(3) 措置請求内容

ア 措置請求内容

以上の次第で請求人らは神奈川県監査委員として知事に対し、前掲本監査請求4頁の会派・議員別目的外支出金額および返還請求額一覧表に示す平成15年度から平成18年度間の全会派総額772,657,986円の違法・不当な目的外支出について会派及び各議員に対し損害賠償請求あるいは不当利得返還請求を行うよう地方自治法第242条1項の定めに基づき、事実証明書を添付して監査請求を行う。

イ 期限徒過についての正当な理由

(ア) なお、住民監査請求の期限要件である財務会計行為終了後1年以内の制限については、多額の公金支出について、議会各会派及び議員らは支出の透明性を高めるよう地方自治法上の強い要請があるにも拘わらず、支出の詳細やそれを裏付ける領収書等の資料の開示を怠っているところから、政務調査費支出内容が秘密にされ、その支出内容が明らかにされなかった点で議会

側に瑕疵があり、支出内容の確認が困難である等、住民監査請求の期限徒過についてやむを得ない正当な理由が存在する。

なお付言すれば、違法な目的外支出に対する返還請求権は、政務調査費について「領収書等を5年度間各会派に保管する」と定めた本条例第14条1項の趣旨からも、少なくとも過去5年度分に限っては住民監査請求権を有する住民や、調査権を有する知事に対し、その請求権や調査権が保証・担保されることが必要であることは言及するまでもなく期限徒過の正当な理由となる。

この点は平成18年4月14日付け東京地裁品川区議団に対する判決のなかで、裁判長が「区長の返還請求権が消滅していない以上、監査請求期間を適用する余地はないものと解すべきである」と監査委員が期限徒過を理由に住民監査請求を却下したことについての誤りを指摘している。

(イ) 川崎市監査委員の判断の援用

また、先の川崎市議会監査結果において、監査委員は「監査対象期間」について次のとおり（略）指摘する。

ウ 個別外部監査請求とその理由

本件の監査請求は監査委員4人のうち、議員選出の2名が当事者で除斥されるほか、4年度間の政務調査費の交付を受けた全議員延べ428人の政務調査費支出額を監査対象としたことから、短期間に本件監査を行うには専門的な監査実務の経験を有する補助者も多数必要となるため、本件は地方自治法第252条の43第1項の規程による、外部監査人による「個別外部監査契約」に基づく監査を行われるよう合せて請求する。

なお、本件住民監査請求が予告（平成19年12月9日付新聞報道）されていたことから、議員が「個別外部監査契約」による監査を阻止するとの対応が非公式に伝えられているところであり、本件住民監査請求受理に当たっては2名の議選監査委員を当初より明確に除斥した上で判断されると共に、議会の圧力に屈することなく中立的立場を堅持して判断を行って頂くよう特に求めるものである。

また、本件監査請求には可能な限りの「監査対象の特定」について配慮して請求したものであり、監査委員にはその点についての配慮も合せて求めるものである。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

資料 1 「各会派及び議員の収支報告書」平成15年度分～平成18年度分（15年4月分を除く）

資料 2 神奈川県政務調査費「交付条例」・「規則」

資料 3 政務調査費「目的外支出」判断の法的根拠（関係法令・県条例と規則・訴訟判例・監査委員勧告等）

資料 4 全国都道府県議会議長会「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（平成13年10月16日付）

資料 5 政務調査費「目的外支出」の判断事例（神奈川県議会の収支報告書支出に含まれていると推定されるもの）

(1) 品川区議会に対する判例からの例示

(2) 弘前市議会に対する判例からの例示

(3) 寝屋川市議会に対する判例からの例示

(4) 大阪府議会住民監査請求・監査結果における監査委員の勧告内容からの例示

(5) 川崎市議会個別外部監査結果における外部監査人の判断基準

資料 6 川崎市議会個別外部監査結果「違法支出」判断内訳書（4会派4年度分）

資料 7 川崎市議会「個別外部監査結果」（平成19年11月27日付全文）

第3 監査委員の除斥

本件請求において、牧島監査委員及び益田監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第4 請求の受理

1 住民監査請求における監査対象事項

住民監査請求は、対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「違法又は不当な財務会計上の行為等」という。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないこととされている（最高裁判所平成2年6月5日第3小法廷判決）。

2 本件請求における監査対象事項の検討

本件請求について、同判決を踏まえて監査対象を検討すると、請求人は、大阪府議会や川崎市議会の個別外部監査の結果等から、神奈川県議会（以下「本県議会」という。）の政務調査費についても違法支出の可能性があるとしているにすぎず、また、請求人から提出された違法又は不当な財務会計上の行為等があることを証する書面も政務調査費に関する他の地方公共団体に対する住民監査請求の結果及び裁判例等のみであり、さらに、違法支出額も川崎市個別外部監査の判断基準の目的外支出の割合である3割を用いて算出しているにすぎない。また、新聞購読料、議員連盟費、街宣車リース料等については、一見個別的、具体的に摘示されているように見えるが、当然に違法な政務調査費の目的外支出としているのみで、なぜ違法又は不当な支出であるかの説明はない。

すなわち、請求人は、政務調査費の目的外支出を特定し、個別的、具体的に摘示しているとは認めがたい。

しかしながら、本県議会の政務調査費については、収支報告書の閲覧は可能であるものの、政務調査費の支出に係る証拠書類等の閲覧は認められておらず、政務調査費の目的外支出を特定し個別的、具体的に示していないことも、一定程度やむを得ないものと認められることから、神奈川県職員措置請求書に項目として示されている新聞購読料、議員連盟費、予算要望関連印刷費、電話機等の設備工事、タウンニュース掲載料、街宣車リース料（以下「新聞購読料等」という。）の支出に限り、個別的、具体的に摘示しているものと認めた。

また、近年、多くの地方公共団体で政務調査費に関する住民監査請求が提出され、政務調査費の一部を目的外支出とする請求結果や判決が出され、報道にも大きく取り上げられていることから、政務調査費に関する県民の関心は非常に高いものと推察される。

そこで、住民監査請求の趣旨を勘案し、平成15年5月から平成19年3月までの政務調査費として支出された新聞購読料等に加えて、特に直近の1年である平成18年度に限り政務調査費の全ての支出についても監査対象事項とすることとした。

3 本件請求の一部受理

以上のことから、本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を一部具備しているものと認め、平成20年1月8日付けで受理した。

第5 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、監査委員4人のうち、議員選出の2名が除斥されるほか、4年間の政務調査費の交付を受けた全議員の政務調査費支出額を請求対象としたことから、短期間に本件監査を行うには専門的な監査実務の経験を有する補助者も多数必要となり、また、監査委員による監査では独立性に欠けるとして、自治法第252条の43第1項の規定に基づき、個別外部監査による監査の請求を求めている。

しかしながら、監査事務局職員は通常業務として日々監査を行っており、十分な監査実務の経験を有する補助者について不足はなく、また、監査委員は独立不^ふ羈^きの立場から監査を行っており、公正性は担保されていることから、請求人の主張はなんら根拠のないものである。さらに、請求内容から判断するに、個別外部監査契約に基づき外部の専門的な知識を有する者による監査が特に必要であるものとは認められない。

したがって、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成15年5月から平成18年3月の政務調査費の新聞購読料等及び平成18年度の政務調査費（新聞購読料等を含む。以下「平成18年度の政務調査費」という。）の支出について、本県議会の会派及び議員（以下「会派等」という。）に対して返還請求権を行使しなかったことが、自治法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に当たるか否かについて監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 証拠の提出

請求人から、次の証拠が提出された。

（政務調査費 個別外部監査事例）

陳述資料1 大阪府議会個別外部監査報告書（抜粋）

陳述資料2 墨田区職員措置請求監査結果

（政務調査費通常監査事例）

陳述資料3 相模原市住民監査請求監査結果

陳述資料4 新宿区議会住民監査請求結果

- 陳述資料 5 京都府議会住民監査請求
- 陳述資料 6 徳島県包括外部監査報告（平成18年）
（訴訟判決事例）
- 陳述資料 7 寝屋川市議会損害賠償請求・住民監査請求事件判決
- 陳述資料 8 弘前市議会政務調査費返還履行請求事件
- 陳述資料 9 品川区議会損害賠償事件
- 陳述資料10 仙台市議会
（政務調査費運用マニュアル）
- 陳述資料11 長野県議会政務調査費マニュアル
- 陳述資料12 大阪市議会政務調査費の手引き
- 陳述資料13 川崎市議会政務調査費運用指針（平成19年1月作成）
- 陳述資料14 大阪府議会政務調査費あり方協議会最終報告書
（その他）
- 陳述資料15 大阪市議会政務調査費収支報告書領収書添付事例
- 陳述資料16 給与所得控除の論点
- 陳述資料17 関連新聞報道
- 陳述資料18 監査の意見に当たっての意見と要望

(2) 陳述

請求人 (略) 、 (略) 、 (略) 、 (略) 、 (略) 、 (略) は、平成20年1月22日に陳述を行った。陳述の要旨は次のとおりであった。

- ア 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を請求したが認められなかったことは遺憾である。内部監査では独立性に欠け、身内に甘いと思っている。監査委員の監査でも、川崎市及び大阪府の個別外部監査と同様、きめ細かな監査を実施してもらいたい。
- イ 神奈川県内の川崎市議会において、政務調査費のうち目的外支出とされたものが多数あったので、本県議会にも目的外支出が多数あると思われる。
- ウ 神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例上、請求人は領収書を閲覧することはできないが、監査委員は見ることで、領収書をしっかり確認して、監査してほしい。
- エ 広報費については、議員が配っているチラシは後援会活動、政治活動であり、政務調査研究に該当しない。条例で認められていることと自体がおかしい。総務省に確認したところ、同様の見解であった。
- オ 収支報告書が正しく作成されているのか否かを確認してほしい。

公式文書で市民や県民が見ているのだから、本来は政務調査費の収支報告書の差し替えなどは認めてはいけない。

カ 政務調査費は、議員調査研究に資するために必要な経費の一部として支出されるものであるから、議員の通常の公務たる議員職務執行のための日常活動経費は対象にならない。会派・議員の政治活動、後援会活動、選挙活動等に支出されていることが非常に多いと思うので、チェックをしてほしい。

キ 人件費については、監査委員が個人情報収集することは何ら問題ないと思うので、源泉徴収、労災保険、雇用保険、住民税、確定申告等の公的な手続がきちんと行われて支払われているか、チェックをしてほしい。

ク 新聞購読料については、一般情報収集であり、かつ議員報酬の給与所得控除に新聞の購入費等の必要経費は入っているはずなので、全額目的外支出と考えている。

ケ 監査事務局の職員は県の職員から輩出された内々の間柄の職員で、監査制度そのものが制度疲労を起こしていると感じている。地方自治体の監査制度を変えていかなければ、日本の国はよくなるまい。

3 監査対象箇所への調査

本件請求に関し、監査対象箇所として、議会局総務課（以下「議会局」という。）を選定し、職員調査を実施した。

4 関係人への調査

本件請求に関し、自治法第199条第8項の規定に基づき、本県議会の会派の団長及び政務調査費経理責任者等に対し関係人調査を実施した。

関係人調査の結果、関係人が政務調査費の支出であると主張した金額を本件請求に係る監査対象の政務調査費の支出額（以下「監査対象支出額」という。）とした。なお、監査対象支出額は、政務調査費の収支報告書の支出額と若干金額が異なる会派等があった。

5 学識経験を有する者からの意見聴取

本件請求に関し、自治法第199条第8項の規定に基づき、公認会計士及び大学准教授各1名（以下「学識経験者」という。）から本件請求に係る政務調査費の使途基準について意見を聴取した。

第7 監査の結果

1 認定した事実

請求人から提出された神奈川県職員措置請求書、資料1から資料7及び陳述資料1から18の証拠並びに監査対象箇所への調査及び関係人への調査の結果に基づき、本件請求に係る事実を次のとおり認定した。

(1) 政務調査費制度制定の経緯

ア 地方公共団体は、政務調査費制度制定以前においても自治法第232条の2の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給することができない」とする自治法第204条の2の規定による、いわゆる給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

イ 一方、本来、議会は長を監視すべき立場にありながら、政務調査目的の経費を長の裁量に基づく補助金として交付することの矛盾を解消すること等のため、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和28年法律第52号）と同様、調査研究目的の経費の支給根拠を明確に制度化するよう、全国都道府県議長議長会等から要望がなされていた。

ウ 平成12年5月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法一部改正案が審議され、衆議院、参議院とも全会一致で可決した。政務調査費の趣旨については、地方行政委員会委員長が「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化して、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」と説明（以下「趣旨説明」という。）している。

エ 政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）は、平成12年5月31日に公布され、平成13年4月1日に施行された。その内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」（自治法第100条第13項）というものである。

オ 同項に基づき、議員の調査研究に資するため、神奈川県議会政務

調査費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号。以下「政務調査費条例」という。）が制定された。

(2) 本県の政務調査費の交付等

ア 政務調査費の交付対象者、交付額及び交付方法

政務調査費は、議会の会派（所属議員が1人である場合を含む。）及び議員に対して、議員1人当たり月額53万円を交付する（政務調査費条例第2条及び第3条第1項）。交付方法は、会派ごとに、会派に交付する方法、議員に交付する方法並びに会派及び議員の双方に交付する方法のいずれかによるものとされている（同条第2項）。平成18年度における交付方法は、次のとおりである。なお、会派及び議員の双方に交付する方法を採用している会派はなかった。

(ア) 会派に交付する方法を採用

- a 自由民主党神奈川県議会議員団
- b 民主党・かながわクラブ県議会議員団
- c 県政21・県民の会神奈川県議会議員団
- d 公明党神奈川県議会議員団
- e 日本共産党神奈川県議会議員団
- f 市民の党
- g 社会民主党
- h 山百合クラブ
- i 神奈川

(イ) 議員に交付する方法を採用

神奈川ネットワーク運動神奈川県議会議員団

イ 政務調査費の交付対象となる経費

政務調査費の交付の対象となる経費は、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費である（政務調査費条例第9条及び神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例施行規程（平成13年議会議長告示第1号。以下「政務調査費条例施行規程」という。）第5条第1項）。

ウ 政務調査費の交付決定

知事は、議長から当該年度の政務調査費の交付を受ける会派及び議員の通知を受けたときは、速やかに当該年度の政務調査費の交付決定を行わなければならない（政務調査費条例第5条第3項、第6条第1項）。知事は、政務調査費の交付決定を行ったときは、速やかに会派及び議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するも

のとされている（同条第3項）。

エ 政務調査費の交付請求及び交付

会派の代表者及び議員は、知事から交付決定の通知を受けたときは、速やかに当該交付決定に係る政務調査費の請求をし、知事は当該請求があったときは、毎月16日に当該月分の政務調査費を交付する（政務調査費条例第8条）。

オ 政務調査費の返還

会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費の支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を翌年度の5月31日までに返還しなければならない（政務調査費条例第13条第1項）。

カ 政務調査費額の確定

当該年度の政務調査費は、交付額から返還額を差し引いた額をもって確定する。各会派及び議員の平成18年度の政務調査費の交付決定額及び確定額は別表4のとおりである。

(3) 本県の政務調査費の検証等

ア 政務調査費経理責任者、政務調査費監査責任者の設置等

会派に政務調査費を交付する方法を採る会派は、政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者（所属議員が1人である会派を除く。）を置かなければならない（政務調査費条例第10条第1項）。政務調査費監査責任者は、会派に交付する政務調査費の収入及び支出について監査を行わなければならない（政務調査費条例第10条第2項）が、関係人から状況を聴取したところ、会派によっては政務調査費監査責任者の監査は形式的な審査にとどまっていた。

イ 証拠書類等及び会計帳簿の整理

政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、証拠書類等を整備するとともに、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならない（政務調査費条例第11条第1項）。しかし、政務調査費条例で会計帳簿の様式が定められていないこともあり、多くの会派で政務調査費の交付対象となる9項目ごとの経費の整理、分類にとどまり、政務調査費条例の趣旨に則った会計帳簿は提出されなかった。

ウ 収支報告書の提出等

会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額等を記載した収支報告書を翌年度の5月15日までに議長に提

出することとされている（政務調査費条例第12条第1項）。議長は会派代表者等から提出された収支報告書の写しを速やかに知事に送付することとされている（同条第3項）。その際、政務調査費条例を所管する議会局の職員が自治法第153条第1項の規定により委任された同法第221条第2項に基づく知事の調査権により、収支報告書の審査を行っているが、その審査は記載事項の計数の誤り、誤記等の形式的な審査のみとなっている。議会局は、議会局職員の収支報告書の審査が形式的なものにとどまっているのは、議員の政治活動の自由を担保するためであると説明している。

(4) 本県の政務調査費の使途基準等

ア 本県の政務調査費の使途基準

本県においては、政務調査費の使途は、政務調査費条例施行規程別表に規定されている（政務調査費条例施行規程第5条第2項及び別表）が、具体的にどのような支出が政務調査費に該当するのか、あるいは該当しないのか等を明記した使途基準は内規を含めて存在しない。

イ 議長会報告の使途基準

政務調査費の使途基準に関する基本的な考え方については、全国都道府県議会議長会が平成13年10月16日付けで示した「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（以下「議長会報告」という。）がある。議長会報告は、会派や議員の政務調査活動は各県により異なることなどとして、全国一律の基準を設定することは困難としながらも、政務調査費について一定の考え方を示し、また、会費として支出するに適さない具体的な事例や人件費・事務所費等は按分すべきという考え方を示している。

(5) 本請求に対する議会局の見解等

議会局からは、本請求に対する見解、反論は一切示されなかった。

2 判断の理由

認定した事実から、本件請求について勧告とした理由は次のとおりである。

本件請求は、本県議会の会派等に支出した政務調査費の一部について目的外支出があるにもかかわらず、知事が会派等に対して返還請求権を行使しなかったことが、違法又は不当に財産の管理を怠っていることか

ら、知事が会派等に対して政務調査費の目的外支出額の返還を命ずるよう求めているものと認められる。

そこで、平成15年5月から平成18年3月までの新聞購読料等及び平成18年度の政務調査費について目的外支出があったかどうかについて判断を行った。

(1) 本件監査における監査基準

具体的な支出について、政務調査費の目的外支出であったかどうかを判断するためには、判断基準が必要である。政務調査費をどのように活用するかは本来議員の自律的判断にゆだねられるべきものであることからする（仙台高等裁判所平成19年4月26日判決）と、判断基準は、議会において規定されるべきものであるが、前記認定した事実のとおり、本県議会においては政務調査費の用途基準は定められていない。そのため、本件監査を行うに当たって、議長会報告を基本とし、裁判例及び他の地方公共団体の政務調査費に係る監査結果並びに学識経験者からの意見を参考として、別表3のとおり政務調査費の用途に係る判断基準（以下「監査基準」という。）を作成し、当該監査基準により監査を実施することとした。

(2) 参考裁判例

監査基準を作成するに当たり、参考とした裁判例は次のとおりである。

ア 実費弁償の原則

(ア) 仙台高等裁判所平成19年4月26日判決（以下「平成19年4月仙台高裁判決」という。）

政務調査費は、その用途が限定され、調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されているとした。

イ 会派等の説明責任

(イ) 平成19年4月仙台高裁判決

議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は当該支出が違法な支出とされることを甘受せざるを得ないとした。

ウ 事務委託

(ア) 仙台地方裁判所平成19年4月27日判決（以下「平成19年仙台地裁判決」という。）

自治法第100条第13項は、政務調査費につき「議員」の調査

研究に資するために必要な経費を定めている。法は、政務調査費の支出対象となる調査研究の主体としては議員を想定しているものというべきである。条例が政務調査費の交付先を議員でなく会派と定めたのは、政務調査費の管理を会派に行わせることによって、会派の持つ集団としての自律性や自浄作用に期待し、もって政務調査費が適正に使用されることを確保しようとしたものと解すべきであって、政務調査費の支出対象となる調査研究を会派の行うものに限る趣旨と解することはできないとした。

エ 証拠書類等の取扱い

(ア) 青森地方裁判所平成18年10月20日判決（以下「平成18年青森地裁判決」という。）

議員が政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、これを補足するに足る具体的な説明も行わない場合には、その金額や用途等からみて、政務調査費であろうと社会通念上推認されるような支出（例えば、社会通念上相当な範囲の金額の電話料金、文房具代金、郵便代金等）を除き、これを正当な政務調査費の支出であると認めることはできないとした。

オ 政務調査費と密接不可分の経費の混在

(ア) 平成19年4月仙台高裁判決

ある支出が政務調査活動のためでもあるし、議員の後援会活動のためでもあるという場合、その全額を政務調査費とするのは相当でないことは明らかであるから、条理上按分した金額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきであるとした。

(イ) 平成18年青森地裁判決

政務調査費の本件用途基準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分とを合理的に区分することが困難な場合には、社会通念上相当な割合による按分をして政務調査活動に資するために必要な費用の金額を確定するのが相当であるとした。

カ 食糧費

(ア) 東京地方裁判所平成18年4月14日判決（以下「平成18年東京

地裁判決」という。)

調査研究活動又は会議の場において、当該研究又は会議の目的達成の上で、関係者との会食等を要する場合あるいは当該研究や会議を行う日時について、昼食時や夕食時以外の日程をとることが困難である場合等に、飲食が必要となる場合もあり得るところであり、このような場合における飲食は、上記調査研究又は会議に伴うものとして、議員個人が日常、私的に行う飲食とは異なる公的性質を帯びるものといえることができる。

会派による飲食費の支出については、区政に関連する調査研究又は会議に伴い、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、区政に関連する調査研究又は会議に伴う一種の経費として、政務調査費の使途による支出と認められると解するのが相当であるとした。

(イ) 長野地方裁判所平成19年10月12日判決（以下「平成19年長野地裁判決」という。)

調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等をすることもあり得るところであり、飲食等を伴う会合の会費についても、県の事務及び地方行財政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として、政務調査費を充てることができることと解するのが相当であるとした。

キ 人件費

(ア) 仙台高等裁判所平成19年12月20日判決（以下「平成19年12月仙台高裁判決」という。)

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすればいくら職務に応じた妥当なものと説明されても容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難と言わざるを得ないことに鑑みれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではないというべきであるとした。

(3) 学識経験者の意見

監査基準の作成に当たり、学識経験者から主に次の点について意見を聴取した。

ア 支出に関する証拠書類等の取扱い

- イ 目的外支出とすべき経費の考え方
- ウ 政務調査費と密接不可分の経費に関する考え方
- エ 食糧費の取扱い
- オ 事務所費の取扱い
- カ 人件費における親族雇用の考え方

(4) 監査基準の考え方

前述のとおり、本件監査を行うに当たり作成した監査基準は別表3のとおりであるが、その考え方は次のとおりである。

ア 各費目共通

(ア) 実費弁償の原則

政務調査費は実費弁償を原則とする（平成19年4月仙台高裁判決）。

(イ) 会派等の説明責任

政務調査費に関する説明責任は会派等にある（平成19年4月仙台高裁判決）。

(ウ) 事務委託

政務調査費を会派に支給する方法を採用している会派であっても、政務調査費は議員の調査研究に資するために交付されること、また、実際には会派の行う政務調査活動は一部を除き会派を構成する議員が行うことになることから、会派から議員へ事務委託がある場合には、議員の政務調査活動に関わる支出についても会派の政務調査活動と認めることとした（平成19年仙台地裁判決）。

(エ) 証拠書類等の取扱い

領収書等の証拠書類等については、政務調査費条例第11条の規定により整備及び保管が義務付けられており、また、政務調査費は公金であることに鑑み、証拠書類等の添付がない場合は政務調査費の目的外支出とした（平成18年青森地裁判決）。

(オ) 政務調査費と密接不可分の経費が混在している場合

政務調査活動以外の活動に係る経費と密接不可分の経費を政務調査費に計上されている場合は、原則として一定の割合で按分して政務調査費として認めることとした（平成19年4月仙台高裁判決、平成18年青森地裁判決）。

イ 個別事項

(ア) 食糧費

食糧費については、本県職員の食糧費支出の取扱い、学識経験者からの意見聴取等を参考に、原則として政務調査費の目的外支出としたが、会議における弁当代や政務調査活動と密接不可分のものについては、社会通念上許容される範囲内に限り認めることとした（平成18年東京地裁判決、平成19年長野地裁判決）。

(イ) 交通費

タクシー代、有料道路代、駐車場代については、反復かつ継続的に利用され、同時に政務調査活動とその他の活動による利用とが渾然一体となっており、これらを具体的に区別すること、また、会派等が立証することは困難であることから、一定額を設定し当該金額の範囲を超えるものは目的外支出とした。

(ウ) 資料作成費、広報費

資料、広報紙等印刷に係る経費については、成果品を確認し、政務調査活動と認められるものは、政務調査費として認めることとした。

(エ) 事務所費

関係人調査において、会派等が全額政務調査活動に使用していると主張した場合でも、一定割合で按分し、一部を目的外支出とした。また、生計を一にする親族名義の自宅に賃料を支払っている場合は、政務調査費の目的外支出とした。なお、議員が自ら後援会等の利用があるために按分し、按分後の金額を政務調査費として計上している場合、その按分方法が不合理でないときは、その金額を認めることとした。

(オ) 人件費

人件費については、源泉徴収等による支払などが確認できることを要件とした。

なお、生計を一にする親族の人件費は、政務調査費の目的外支出とした（平成19年12月仙台高裁判決）。

ウ 本件請求に限った判断基準

政務調査費に係る具体的な使途基準や証拠書類等の取扱いが明確にされていなかったこと等を考慮し、本件請求に限った判断基準を設定することとした。

(5) 結論

関係人調査により、会派等から提出された証拠書類等の調査、関係

人からの事実関係の聴取を行った結果等をもとに、監査基準を適用して判断した結果は、次のとおりである。

平成15年5月から平成18年3月までの新聞購読料等のうち政務調査費の目的外支出と認められる額は別表1のとおりである。なお、新聞購読料等のうち、予算要望関連印刷費及びタウンニュース掲載料については政務調査活動と認め、全額政務調査費と認めることとした。

また、平成18年度の政務調査費のうち政務調査費の目的外支出と認められる額は別表2のとおりであり、会派等が政務調査費として支出したもののうち、目的外支出と判断した主なものは別表5のとおりである。なお、平成18年度の新聞購読料等の目的外支出額は、別表6のとおりである。

以上のことから、知事は、政務調査費として支出されたものの一部については返還請求権の行使をすべきものと言え、「財産の管理を怠る事実」が認められると言わざるを得ない。

よって、請求人の主張には一部理由があると認められる。

なお、政務調査費の交付額を上回る支出額（以下「自己負担額」という。）のある会派等があることから、平成18年度の政務調査費のうち県に返還すべき額（以下「返還所要額」という。）の算定に当たっては、目的外支出額から自己負担額を控除する必要がある。

したがって、知事は、別表1及び別表2に記載した返還所要額について、政務調査費の交付対象とした会派及び議員に対し、返還請求を行うなど必要な措置を講ずるべきである。当該措置に関する期限は、平成20年6月30日とする。

(6) 意見

ア 本件請求は、平成18年度のすべての政務調査費について監査対象としたものであるが、監査の結果、目的外支出が認められた。平成15年5月から平成18年3月までの政務調査費については、新聞購読料等の支出を除き監査を行っていないが、当該年度についても平成18年度の結果からこれら以外の目的外支出があるものと推測される。

したがって、各会派及び議員におかれては、監査基準を参考に、今後、当該年度の政務調査費に係る支出を精査し、目的外支出が認められたときは、当該目的外支出額を自主的に返還することを要望する。

- イ 本年2月26日に政務調査費条例が一部改正され、平成20年度交付分から、収支報告書にすべての政務調査費の支出に係る証拠書類等の写しが添付され、また、証拠書類等が公開請求の対象となったところであり、これらのことは評価できる。
- ウ 本県議会においては、政務調査費に係る証拠書類等が情報公開の対象となったことを踏まえ、平成20年度以降の政務調査費について、適正に執行されるよう努められたい。

別表 1 平成15年度～平成17年度の新購読料等に係る政務調査費返還所要額

1 平成15年度～平成17年度の合計

(単位：円)

会 派 等	新聞購読料	議員連盟費	予算要望関連 印刷費	設備工事費	タウンニュース 掲載料	街宣車 リース料	返還所要額 (目的外支出額)
自由民主党神奈川県議会議員団	56,835	1,457,000	0	3,338,959	0	0	4,852,794
民主党・かながわクラブ(刷新の会) 神奈川県議会議員団	117,200	0	0	257,800	0	0	375,000
県政会21・県民の会神奈川県議会議員 団	39,120	1,372,000	0	1,124,729	0	0	2,535,849
公明党神奈川県議会議員団	197,840	0	0	88,200	0	46,500	332,540
東野陽子	0	0	0	0	0	0	0
安斉義昭	0	0	0	0	0	0	0
手塚勝次郎	0	0	0	0	0	0	0
大木哲	0	0	0	0	0	0	0
平本さとし	0	0	0	0	0	0	0
福田泰子	0	0	0	31,500	0	235,043	266,543
山本裕子	0	0	0	0	0	351,540	351,540
仙田みどり	0	0	0	0	0	302,820	302,820
齋藤健夫	0	0	0	178,500	0	0	178,500
日本共産党神奈川県議会議員団	185,500	0	0	30,450	0	0	215,950
市民の党	130	0	0	0	0	0	130
社会民主党	0	0	0	22,386	0	0	22,386
無所属の会	9,300	0	0	0	0	0	9,300
神奈川フロンティア	0	0	0	0	0	0	0
愛甲クラブ	0	0	0	3,654	0	0	3,654
三浦市民政策会議	0	0	0	0	0	0	0
山百合クラブ	0	0	0	10,400	0	0	10,400
合 計	605,925	2,829,000	0	5,086,578	0	935,903	9,457,406

(単位：円)

2 平成15年度

会 派 等	新聞購読料	議員連盟費	予算要望関連 印刷費	設備工事費	タウンニュース 掲載料	街直車 リース料	目的外支出額
自由民主党神奈川県議会議員団	0	434,000	0	1,494,300	0	0	1,928,300
民主党・刷新の会神奈川県議会議員 団	35,860	0	0	91,900	0	0	127,760
公明党神奈川県議会議員団	57,240	0	0	88,200	0	10,500	155,940
県政会21・県民の会神奈川県議会議 員団	0	305,000	0	953,349	0	0	1,258,349
東野陽子	0	0	0	0	0	0	0
安斉義昭	0	0	0	0	0	0	0
手塚伸次郎	0	0	0	0	0	0	0
大木哲	0	0	0	0	0	0	0
平本さとし	0	0	0	0	0	0	0
福田泰子	0	0	0	0	0	94,017	94,017
山本裕子	0	0	0	0	0	128,898	128,898
仙田みどり	0	0	0	0	0	95,172	95,172
齋藤健夫	0	0	0	178,500	0	0	178,500
日本共産党神奈川県議会議員団	58,300	0	0	30,450	0	0	88,750
市民の党	0	0	0	0	0	0	0
社会民主党	0	0	0	0	0	0	0
無所属の会	9,300	0	0	0	0	0	9,300
神奈川フロンティア	0	0	0	0	0	0	0
愛甲クラブ	0	0	0	0	0	0	0
三浦市民政策会議	0	0	0	0	0	0	0
山百合クラブ	0	0	0	0	0	0	0
合 計	160,700	739,000	0	2,836,699	0	328,587	4,064,986

(単位：円)

3 平成16年度

会 派 等	新聞購読料	議員連盟費	予算要望関連 印刷費	設備工事費	タウンニュース 掲載料	街宣車 リース料	目的外支出額
自由民主党神奈川県議会議員団	1,835	515,000	0	785,009	0	0	1,301,844
民主党・かながわクラブ神奈川県 議会議員団	39,120	0	0	42,650	0	0	81,770
公明党神奈川県議会議員団	74,060	0	0	0	0	18,000	92,060
県政会21・県民の会神奈川県議会 議員団	39,120	479,000	0	105,000	0	0	623,120
東野陽子	0	0	0	0	0	0	0
安斉義昭	0	0	0	0	0	0	0
手塚悌次郎	0	0	0	0	0	0	0
大木哲	0	0	0	0	0	0	0
平本さとし	0	0	0	0	0	0	0
福田泰子	0	0	0	31,500	0	89,744	121,244
山本裕子	0	0	0	0	0	128,898	128,898
仙田みどり	0	0	0	0	0	103,824	103,824
齋藤健夫	0	0	0	0	0	0	0
日本共産党神奈川県議会議員団	63,600	0	0	0	0	0	63,600
市民の党	0	0	0	0	0	0	0
社会民主党	0	0	0	16,800	0	0	16,800
無所属の会	0	0	0	0	0	0	0
愛甲クラブ	0	0	0	3,654	0	0	3,654
三浦市民政策会議	0	0	0	0	0	0	0
山百合クラブ	0	0	0	0	0	0	0
合 計	217,735	994,000	0	984,613	0	340,466	2,536,814

4 平成17年度

(単位：円)

会 派 等	新聞購読料	議員連盟費	予算要望関連 印刷費	設備工事費	タウンニュース 掲載料	街宣車 リース料	目的外支出額
自由民主党神奈川県議会議員団	55,000	508,000	0	1,059,650	0	0	1,622,650
民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団	42,220	0	0	123,250	0	0	165,470
県政会21・県民の会神奈川県議会議員団	0	588,000	0	66,380	0	0	654,380
公明党神奈川県議会議員団	66,540	0	0	0	0	18,000	84,540
日本共産党神奈川県議会議員団	63,600	0	0	0	0	0	63,600
福田泰子	0	0	0	0	0	51,282	51,282
山本裕子	0	0	0	0	0	93,744	93,744
仙田みどり	0	0	0	0	0	103,824	103,824
市民の党	130	0	0	0	0	0	130
社会民主党	0	0	0	5,586	0	0	5,586
山百合クラブ	0	0	0	10,400	0	0	10,400
合 計	227,490	1,096,000	0	1,265,266	0	266,850	2,855,606

平成18年度の政務調査費返還所要額

(単位：円)

会 派 等	監査対象支出額 (A)	目的外支出額 (B)	交付確定額 (C)	自己負担額 (D：A-C)	返還所要額 (B-D)
自由民主党神奈川県議会議員団	265,606,204	39,557,469	265,530,000	76,204	39,481,265
民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団	198,413,708	37,693,192	179,670,000	18,743,708	18,949,484
県政会21・県民の会神奈川県議会議員団	87,547,194	11,784,924	82,680,000	4,867,194	6,917,730
公明党神奈川県議会議員団	70,262,887	7,902,969	69,960,000	302,887	7,600,082
日本共産党神奈川県議会議員団	25,495,629	233,716	25,440,000	55,629	178,087
神奈川 ネット ワーク運 動神奈川 県議会議 員団	5,108,176	330,290	5,094,897	13,279	317,011
山本裕子	5,247,665	484,044	5,196,099	51,566	432,478
仙田みどり	5,582,373	572,678	5,543,351	39,022	533,656
市民の党	12,727,238	1,154,966	12,720,000	7,238	1,147,728
社会民主党	6,463,123	705,183	6,360,000	103,123	602,060
山百合クラブ	8,668,516	1,644,036	6,360,000	2,308,516	0
神奈川	4,798,930	418,980	4,770,000	28,930	390,050
合 計	695,921,643	102,482,447	669,324,347	26,597,296	76,549,631

別表 3 監査基準

第 1 各費目共通

- 1 支出に関する証拠書類については、次のように取り扱うものとした。
 - (1) 原則として領収書の添付を要する。
 - (2) 政務調査費の支給が会派あてであるときは、領収書のあて名は原則として会派あてであることを要するが、個々の議員名も認めるものとした。
 - (3) 領収書のあて名が他人名義(親族名を含む)のもの、後援会名義のものは原則として目的外支出とした。
 - (4) 領収書の添付がない場合は、成果物の提示その他の資料等から支払の事実が推認できることを要する。

- 2 次の活動等に係る経費の支出は、政務調査費の使途の目的外(以下「目的外」とする。)とした。
 - (1) 政党活動
 - (2) 選挙活動
 - (3) 後援会活動
 - (4) 私的経費

- 3 次の事項に要する経費(会費等)の支出は目的外とした。
 - (1) 活動総体が政務調査活動に寄与しない団体
 - (2) 個人として加入している団体等
(例) 町内会費、同窓会費、PTA会費、県人会会費、ライオンズクラブ会費、スポーツクラブ会費等議員個人に帰属する会費
 - (3) 政党本来の活動に伴う党大会、党費等
 - (4) 議会内の親睦団体
 - (5) 他議員の後援会、祝賀会
 - (6) 宗教団体
 - (7) 冠婚葬祭
 - (8) 意見交換を伴わない会合
 - (9) 寄付金、祝い金、協賛金、手みやげ
 - (10) 祝電、弔電、レタックス

4 次の会合等への出席に係る経費の支出は目的外とした。

(1) 挨拶、会食やテープカットだけの出席

(2) 飲食を主目的とする新年会・忘年会・懇談会への出席

(例) 出版記念・受勲記念祝賀パーティー等

5 食糧費については次のとおりとした。

(1) 会議参加のための弁当代は、1,500円を超える部分を目的外とした。

(2) 事務所における茶菓代については、一人当たり月額10,000円を超える部分を目的外とした。

(3) その他飲食代について、会議における飲食は1,500円を超える部分を目的外とした。

6 交通費及び自動車に係る経費については次のとおりとした。

(1) 公共交通機関(タクシーを含む)の利用に係る経費(バスカード等プリペイドカード代、ICカードへのチャージ代を含む)、自動車利用の際のガソリン代、有料道路代等については、原則として、利用区間及び用務内容の記載を要する。

ただし、今回はこれらの費用の合計について、一人当たり月額50,000円を超えるものを目的外とし、会派支給においては、年額に所属議員数を乗じた額を上限とした。

(2) 駐車料金(月極駐車場を除く)については、原則として、用務内容の記載を要するが、今回は一人当たり月額10,000円を超える部分を目的外とした。

(3) 車両購入代、自動車保険料、自動車税、車検代、洗車代、修理代、その他自動車の整備に関する費用については目的外とした。

(4) 自動車リース料については、政務調査活動以外にも使いうることを考慮し、今回は10分の1を目的外とした。

第2 交付対象経費

1 調査研究費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 調査研究の委託等については、委託契約書及び報告書等成果物の確認ができることを要する。
- (2) 県外(海外を含む)視察調査費については、具体的な行程表及び調査報告書等成果物の確認ができることを要するものとし、これらが確認できない場合は、今回は2分の1を目的外とした。
- (3) 議員連盟費等については、その活動内容から政務調査活動と認められないものは目的外とした。
- (4) 会議延長に伴う宿泊費については、今回は2分の1を目的外とした。

2 研修費

政務調査費条例施行規程により、会派が開催する研修会、講演会等の実施に要する経費並びに団体等が開催する研修会、講演会等への議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 研修会、講演会等の内容が政務調査と関連のないものは目的外とした。
- (2) 個人の資格取得等のための講座受講料は目的外とした。

3 会議費

政務調査費条例施行規程により、会派が開催する各種会議及び議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取するための各種会議に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。
後援会が開催する会議の費用は目的外とした。

4 資料作成費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。
資料等印刷に係る経費については、成果物が確認できることを要するものとし、成果物が確認できない場合は、今回は2分の1を目的外とした。

5 資料購入費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。
(1) 新聞は原則として各1部を超えた部分は目的外とした。また、スポーツ新聞は目的外とした。
(2) 書籍、雑誌等の購入は原則として各1部を超えた部分は目的外とした。

6 広報費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 広報紙等印刷に係る経費については、成果物が確認できることを要するものとし、成果物が確認できない場合は、今回は2分の1を目的外とした。
- (2) 配布に係る経費については、配布物、配布先の特定を要する。
- (3) 後援会報印刷に係る経費は目的外とした。
- (4) 名刺代、年賀状代は目的外とした。
- (5) 看板作成に係る費用は目的外とした。
- (6) ホームページ作成・保守に係る費用は、ホームページの内容が政務調査活動の広報と認められる割合により按分すべきであり、今回は10分の1を目的外とした。

7 事務所費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 事務所購入費、事務所(駐車場を含む)賃借のための敷金、礼金は目的外とした。
- (2) 事務所のリフォーム代、設備に係る工事代(電話回線工事代を含む)は目的外とした。
- (3) 火災保険等損害保険料、事務所警備に関する費用は目的外とした。
- (4) 自宅又は議員若しくは生計を一にする親族等の個人所有の事務所に対する賃借料は目的外とした。
- (5) 駐車場賃借料は、政務調査活動に使用する車両に係るもの以外は目的外とした。

(6) 事務所費の按分方法

次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合で按分する。

ア 賃借料(駐車場代を含む)

(ア) 政務調査活動に要した使用領域(面積等)、使用時間等により按分する。

(イ) 政務調査活動の割合が明らかでない場合は、今回は10分の1を目的外とした。

イ 光熱水費、テレビ受信料(ケーブルテレビを含む)等

(ア) 政務調査活動に要した使用領域(面積等)、使用時間等により按分する。

(イ) 政務調査活動の割合が明らかでない場合は、今回は次の部分を目的外とした。

- | | | |
|---|--------------|-------|
| a | 事務所を賃借している場合 | 10分の1 |
| b | 自宅の場合 | 3分の2 |

8 事務費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 備品購入については、パソコン、プリンタ等調査研究に係る事務に使用する物品を除く、冷蔵庫、電子レンジ等事務所の環境整備に係る物品については目的外とした。
- (2) 日常生活用品、清掃用具(足ふきマットを含む)、日曜大工用品、医薬品、合鍵、生花及び鉢植えについては目的外とした。
- (3) 被服代(制服、靴等)は目的外とした。
- (4) 携帯電話購入代(充電器等付属品を含む)は目的外とした。

(5) 事務費の按分方法

通信費(電話料金、ファックス料金、インターネットに要する通信費等)、事務機器のリース料については、次に定める割合で按分する。ただし、携帯電話通話料については、一人当たり1回線のみを認めた。

ア 政務調査活動に要した使用頻度、使用時間等により按分する。

イ 政務調査活動の割合が明らかでない場合は、今回は10分の1を目的外とした。

9 人件費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

(1) 人件費については、政務調査活動に従事している勤務実態があることを要する。

(2) 生計を一にする親族の雇用経費は目的外とした。ただし、源泉徴収等税法上の措置を行っているものは除くこととした。

(3) 人件費の按分方法

政務調査活動に専念していることが明らかである場合を除き、次に定める割合で按分する。

ア 政務調査活動の業務に従事した時間、日数等により按分する。

イ 政務調査活動の割合(従事時間等)が明らかでない場合は、今回は10分の1を目的外とした。

第3 その他

以上の基準によることができない場合又は基準によることが不相当であると認められる場合は、個別に判断を行った。

別表 4

平成18年度政務調査費の交付決定等の状況

1 交付決定

会 派 等		金額 (円)
自由民主党神奈川県議会議員団		265,530,000
民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団		179,670,000
県政会21・県民の会神奈川県議会議員団		82,680,000
公明党神奈川県議会議員団		69,960,000
日本共産党神奈川県議会議員団		25,440,000
神奈川ネット ワーク運動神 奈川県議会議 員団	福田泰子	6,360,000
	山本裕子	6,360,000
	仙田みどり	6,360,000
市民の会		12,720,000
社会民主党		6,360,000
山百合クラブ		6,360,000
神奈川		4,770,000

2 額の確定 (返還額を差し引いた交付額)

会 派 等		金額 (円)
自由民主党神奈川県議会議員団		265,530,000
民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団		179,670,000
県政会21・県民の会神奈川県議会議員団		82,680,000
公明党神奈川県議会議員団		69,960,000
日本共産党神奈川県議会議員団		25,440,000
神奈川ネット ワーク運動神 奈川県議会議 員団	福田泰子	5,094,897
	山本裕子	5,196,099
	仙田みどり	5,543,351
市民の会		12,720,000
社会民主党		6,360,000
山百合クラブ		6,360,000
神奈川		4,770,000

別表 5

平成18年度政務調査費に係る監査結果において、領収書等証拠書類が確認できないもののほか、目的外支出とした主なものは次のとおりである。

第1 自由民主党神奈川県議会議員団

- 1 成果物のない視察経費については、2分の1
- 2 自動車保険料、洗車代、車両修理代
- 3 車両リース代については、一定の割合を超える部分。駐車料金については、一定の金額を超える部分
- 4 他の議員の後援会出席費用
- 5 地域活動におけるレクリエーション大会、創立記念式典出席費用
- 6 日本料理店等における会合
- 7 領収書のあて名が後援会に係るもの
- 8 広報紙等作成費について、成果物が確認できないものは2分の1
- 9 看板設置に係る費用
- 10 事務所リフォーム代、損害保険料、警備料
- 11 電子レンジ、テレビアンテナ購入代
- 12 机・椅子、紙折り機等事務所備品購入代
- 13 事務所賃借料、駐車場賃借料、光熱水費については、一定の割合を超える部分
- 14 作業着代、石油ファンヒーター代、玄関マット代、清掃用具代、医薬品代、レタックス代、合鍵代、生花代、名刺代
- 15 携帯電話購入代
- 16 名義が議員本人でない携帯電話使用料
- 17 事務機器リース代、通信費、テレビ受信料については、一定の割合を超える部分
- 18 生計を一にする親族を雇用しており、かつ源泉徴収等を行っていない場合の人件費
- 19 その他人件費については、一定の割合を超える部分

第2 民主党・かながわクラブ県議会議員団

- 1 成果物のない視察経費については、2分の1
- 2 自動車の修理代、オイル・タイヤ交換代
- 3 駐車料金については、一定の金額を超える部分
- 4 他の議員の後援会出席費用
- 5 日本料理店等における会合
- 6 広報紙等作成費について、成果物が確認できないものは2分の1
- 7 後援会報印刷代
- 8 事務所修繕工事代、水道工事代
- 9 契約者が議員本人でない事務所賃借料
- 10 事務所賃借料、駐車場賃借料、光熱水費については、一定の割合を超える部分
- 11 レタックス代、石油ファンヒーター代、玄関マット代、清掃用具代、合鍵代、生花代、名刺代
- 12 パソコン購入費については、2台中1台
- 13 携帯電話購入代
- 14 事務機器リース代、通信費、テレビ受信料については、一定の割合を超える部分
- 15 生計を一にする親族を雇用しており、かつ源泉徴収等を行っていない場合の人件費
- 16 その他人件費については、一定の割合を超える部分

第3 県政21・県民の会神奈川県議会議員団

- 1 自動車のオイル、バッテリー交換代
- 2 自動車リース料については、一定の割合を超える部分
- 3 後援会員の視察に要する経費
- 4 他の議員の後援会出席費用
- 5 日本料理店等における会合
- 6 1部を超える書籍購入代
- 7 会派ホームページ制作費については、一定の割合を超える部分
- 8 カーテンクリーニング代、ガラス交換代

- 9 トイレ工事代、浄化槽点検代
- 10 事務所賃借料、駐車場賃借料、光熱水費については、一定の割合を超える部分
- 11 レタックス代、玄関マット代、日曜大工用具代、清掃用具代、合鍵代、生花代、名刺代
- 12 携帯電話機種変更代
- 13 事務機器リース代、通信費、テレビ受信料については、一定の割合を超える部分
- 14 生計を一にする親族を雇用しており、かつ源泉徴収等を行っていない場合の人件費
- 15 その他人件費については、一定の割合を超える部分

第4 公明党神奈川県議会議員団

- 1 領収書等で支出が確認できない有料道路代及び前年度の有料道路代
- 2 車両修理代
- 3 ロータリークラブ会費
- 4 防災士受講・研修料
- 5 日本料理店等における会合
- 6 毎月1部を超える月刊誌購入代
- 7 広報用自動車リース料については、一定の割合を超える部分
- 8 事務所賃借のための敷金・礼金
- 9 事務所賃借料、駐車場賃借料、光熱水費については、一定の割合を超える部分
- 10 食器、空気清浄機、浄水器購入代、合鍵代、生花代、名刺代
- 11 電話工事代、ADSL回線工事代
- 12 事務機器リース代、通信費、テレビ受信料については、一定の割合を超える部分
- 13 人件費については、一定の割合を超える部分

第5 日本共産党神奈川県議会議員団

- 1 社会保険労務士報酬
- 2 1部を超える書籍購入代

第6 福田泰子(神奈川県ネットワーク運動神奈川県議会議員団)

- 1 鍵修理代
- 2 会議室使用料、車両リース代、事務機器リース代、通信費、人件費については、一定の割合を超える部分

第7 山本裕子(神奈川県ネットワーク運動神奈川県議会議員団)

- 1 駐車料金については、一定の金額を超える部分
- 2 会議室使用料、車両リース代、事務機器リース代、通信費、人件費については、一定の割合を超える部分

第8 仙田みどり(神奈川県ネットワーク運動神奈川県議会議員団)

- 1 リース車両改装費、名刺代
- 2 会議室使用料、車両リース代、事務機器リース代、通信費、人件費については、一定の割合を超える部分

第9 市民の党

- 1 車両修理代、廃棄物処理代、トイレトペーパー等日常生活用品代
- 2 事務所賃借料、光熱水費、事務機器リース代、通信費、人件費については、一定の割合を超える部分

第10 社会民主党

- 1 電報代、名刺代、電話消毒代
- 2 事務所賃借料、光熱水費、事務機器リース代、通信費、人件費については、一定の割合を超える部分

第11 山百合クラブ

- 1 照明器具代、無線機代
- 2 光熱水費、事務機器リース代、通信費、人件費については、一定の割合を超える部分

第12 神奈川

- 1 祝賀会費
- 2 事務所賃借料、人件費については、一定の割合を超える部分

別表 6

平成18年度の新聞購読料等の目的外支出額

(単位：円)

会 派 等	新聞購読料	議員連盟費	予算要望関連 印刷費	設備工事費	タウンニュース 掲載料	街宣車 リース料	目的外支出額
自由民主党神奈川県議会議員団	39,120	460,000	0	2,626,607	0	0	3,125,727
民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団	35,980	0	0	133,100	0	0	169,080
県政会21・県民の会神奈川県議会議員団	3,260	0	0	160,000	0	0	163,260
公明党神奈川県議会議員団	22,500	0	0	63,192	0	18,000	103,692
日本共産党神奈川県議会議員団	0	0	0	0	0	0	0
福田泰子	0	0	0	0	0	51,719	51,719
山本裕子	0	0	0	0	0	97,398	97,398
仙田みどり	0	0	0	0	0	103,824	103,824
市民の党	0	0	0	0	0	0	0
社会民主党	0	0	0	0	0	0	0
山百合クラブ	0	0	0	7,300	0	0	7,300
神奈川	0	0	0	0	0	0	0
合 計	100,860	460,000	0	2,990,199	0	270,941	3,822,000